

## 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の事前公表

番号	契約予定業務の内容 (又は物品名)	業務予定地 (又は納品予定地)	契約相手の決定方法	見積書の提出期限 及び提出先	その他必要事項
1	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までの 老人福祉センター庭木管理業務 別添業務仕様書のとおり	五泉市横町 3-3-9 五泉市老人福祉センター 翠泉園 五泉市石曾根 8074-1 五泉市村松老人福祉セン ター	参加資格を有する者であって、 五泉市契約事務規則第 41 条の 規定に基づいて設定された予 定価格の制限の範囲内で低価 格をもって見積書を提出した 者	見積書の提出期限 平成 29 年 3 月 21 日 正午まで 提出先 五泉市高齢福祉課 いきいき福祉係	<b>参加資格:</b> 高齢者等の雇用の 安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材セ ンターで五泉市内に所在する 団体であること。
2	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までの 馬下保養センター庭木管理業務 別添業務仕様書のとおり	五泉市馬下 1816 五泉市馬下保養センター	参加資格を有する者であって、 五泉市契約事務規則第 41 条の 規定に基づいて設定された予 定価格の制限の範囲内で低価 格をもって見積書を提出した 者	見積書の提出期限 平成 29 年 3 月 21 日 正午まで 提出先 五泉市高齢福祉課 いきいき福祉係	<b>参加資格:</b> 高齢者等の雇用の 安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材セ ンターで五泉市内に所在する 団体であること。
3	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までの 軽度生活援助事業 別添業務仕様書のとおり	五泉市内一円	参加資格を有する者であって、 五泉市契約事務規則第 41 条の 規定に基づいて設定された予 定価格の制限の範囲内で低価 格をもって見積書を提出した 者	見積書の提出期限 平成 29 年 3 月 21 日 正午まで 提出先 五泉市高齢福祉課 いきいき福祉係	<b>参加資格:</b> 高齢者等の雇用の 安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材セ ンターで五泉市内に所在する 団体であること。
4	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日までの 高齢者生活安全訪問事業 別添業務仕様書のとおり	五泉市内一円	参加資格を有する者であって、 五泉市契約事務規則第 41 条の 規定に基づいて設定された予 定価格の制限の範囲内で低価 格をもって見積書を提出した 者	見積書の提出期限 平成 29 年 3 月 21 日 正午まで 提出先 五泉市高齢福祉課 いきいき福祉係	<b>参加資格:</b> 高齢者等の雇用の 安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定するシルバー人材セ ンターで五泉市内に所在する 団体であること。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号該当契約（政策目的随意契約）の平成 29 年度発注見通し

番号	発注予定時期	契約の名称 (業務名・品名)	予定期間 又は予定納期	担当課	契約の内容	契約相手方 の決定方法	契約相手方の選定基準
1	平成 29 年 4 月	老人福祉センター 庭木管理業務委託	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	高齢福祉課	老人福祉センターの 樹木の消毒及び剪 定・冬囲い・除草	随意契約	高齢者等の雇用の安定等 に関する法律第 41 条第 2 項 に定めるシルバー人材セン ターであること。
2	平成 29 年 4 月	馬下保養センター 庭木管理業務委託	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	高齢福祉課	馬下保養センターの 庭木の消毒及び剪 定・冬囲い・除草	随意契約	高齢者等の雇用の安定等 に関する法律第 41 条第 2 項 に定めるシルバー人材セン ターであること。
3	平成 29 年 4 月	軽度生活援助事業 委託	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	高齢福祉課	五泉市軽度生活援助 事業実施要綱第 4 条 に定める事業の実施	随意契約	高齢者等の雇用の安定等 に関する法律第 41 条第 2 項 に定めるシルバー人材セン ターであること。
4	平成 29 年 4 月	高齢者生活安訪問 事業委託	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 30 年 3 月 31 日まで	高齢福祉課	高齢者への定期的な 家庭訪問、記録報告	随意契約	高齢者等の雇用の安定等 に関する法律第 41 条第 2 項 に定めるシルバー人材セン ターであること。